

壽安鎮國考 — 冊封体制小論 —

黒木 國泰

A Study of the Shou An Zhen Guo 壽安鎮國 — On the Tributary system of China —

Kuniyasu KUROKI

はじめに

前近代における宗主国中国による服属国に対する所有権・保有権及び宗主権をどう考えるか、が21世紀の今日における重要課題になってきてしまった。というのは、19世紀半ばのアヘン戦争より後に列強の侵略を受けてきた中国が、1978年の改革開放政策への転換による経済成長を梃子にして、世界資本主義の仲間入りを果たし、ついに2010年にはGDP世界第二位の経済大国となり、帝国主義的な復活再生を遂げてきたことによる。⁽¹⁾ところが、ここに来て、まことに思いがけないことであるが、中国が歴史的な領有権の主張をはじめた。すなわちアヘン戦争以前の領土として清朝中国の最大版図である冊封国を含む領域を中国領土であると主張する事態が生まれたのである。⁽²⁾

今日、すなわち21世紀初頭現在の世界の情勢を概括すると、アメリカ合衆国による世界の平和（パクス・アメリカーナ）の斜陽期に位置するとみてよかろう。2013年8月末にはアメリカによる国連を無視した軍事行動に対し、ついにくさびが打ち込まれた。世界の世論を背景に、ロシアのプーチン大統領による阻止行動がアメリカのシリア攻撃を停止させてしまったのである。

そのような中で、経済力をつけてきた中国が、4つの目標をもち、活発な軍事活動を見せている。第一に、中国の領土や領海を防衛するために、可能な限り遠方の海域で敵の作戦を阻止する。第二に、台湾の独立を抑止・阻止するための軍事的能力を整備。第三に、海洋権益を獲得し、維持および保護する。第四に、自国の海上輸送路を保護する。⁽³⁾のみならず過去の明朝・清朝帝国時代の栄光を取り戻そうとしての軍事的拡張に努力しているように見える。この「帝国主義中国」の主張として、注目すべきことは、かつての朝鮮国や琉球国、東南アジア諸国等の前近代における「冊封国」の領土を自国領土とする公式見解が生まれてきたことである。当面はアメリカと地球を二分割し、その先には「中国の平和」を21世紀半ばからの目標としているかのようである。そのために、太平洋・インド洋の両大洋に進出する海洋帝国への道を歩もうとしている。

ついに中華帝国による冊封国に対する領有権について、歴史を遡って考えることに意味がある時代になったのである。小稿では明代当初14世紀の冊封関係について、その礼制の側面を考察し、今日における中国による「冊封国領有権」について考えたい。⁽⁴⁾

一 明代における外蕃諸国の山川祭祀

14世紀半ば過ぎ、元朝について建った漢民族王朝の明朝中国は、冊封国である外蕃諸国の山川を祭った。初めは皇帝が自ら祭ったが、のちに国内に準じて各省に祀らせている。

洪武帝の祭祀についての方針とその修正の概要が、『明史』巻49禮3嶽鎮海瀆山川之祀に整理されているので初めに引用する。細部については、のちに述べることとする。

〔洪武〕二年、以天下山川附祭嶽瀆壇。帝又以安南、高麗皆臣附、其國內山川、宜與中國同祭。諭中書及禮官考之。安南之山二十一、其江六、其水六。高麗之山三、其水四。命著祀典、設位以祭。三年遣使往安南、高麗、占城、祀其國山川。帝齋戒、親爲祝文。仍遣官頒革正山川神號詔於安南、占城、高麗。六年、琉球諸國已朝貢、祀其國山川。八年、禮部尚書牛諒言「京都既罷祭天下山川、其外國山川、亦非天子所當親祀」。中書及禮臣請附祭各省、從之。廣西附祭安南、占城、真臘、暹羅、鎮里。廣東附祭三佛齊、爪哇。福建附祭日本、琉球、渤泥。遼東附祭高麗。陝西附祭甘肅、朶甘、烏思藏。京城不復祭。又從禮官言、各省山川居中南向、外國山川東西向、同壇共祀。其王國山川之祀、洪武十三年定制。十八年定王國祭山川、儀同社稷、但無瘞埋之文。凡嶽

鎮海瀆及他山川所在、令有司歲二祭以清明、霜降。
とある。概要次の通りである。

洪武帝は、進貢冊封国の山川を自ら南京において設位し祭祀した。先ずは洪武2年(1369年)に安南国、高麗国の主な山川を祭祀した。同3年にはチャンパ国も加わり、安南、高麗、チャンパ3国に使節を派遣して自ら齋戒して親筆の祝文をもって祭祀させた。その際に山川に神号を与えた。6年の琉球国の朝貢を待って、琉球国の山川も同様に祭祀したという。⁽⁵⁾しかし洪武8年(1375)に、礼部尚書牛諒が外国の山川は天子の自ら祭祀すべきものではない、と提言し、各省において附祭させることにした。ところがこの時には、冊封していない国についても、その対象としている。すなわち広西は安南、占城、眞臘、暹羅、鎖里の5国を。広東は三仏齊、爪哇。福建は日本、琉球、渤泥を。遼東は高麗を、陝西は甘肅、朶甘、烏思蔵の山川を附祭するように命じた。洪武13年に定制とした。⁽⁶⁾外藩国の山川祭祀の儀は社稷の祭祀に準じさせた、が瘞埋の文はなかった。また礼部の官が各省の山川神は真南に向け、外国の山川神はそれぞれ東向き、西向きとして同じ壇において共に祭祀すべきだとした。

次の様に外蕃14ヶ国の山川を5省に祭祀させることになっていた。

広西	安南・占城・眞臘・暹羅・鎖里	5国
広東	三佛齊・爪哇	2国
福建	日本・琉球・渤泥	3国
遼東	高麗	1国
陝西	甘肅・朶甘・烏思蔵、	3国

実録によって外夷山川を各省に附祭させたときを確認すると、洪武8年2月癸巳つまり2月3日であった。⁽⁷⁾各省での外番諸国山川神位の設置について、各省の山川風雲雷雨神と同壇共祀として、東西に分けることと定めたという。

この時点では、もとより日本は冊封を受けていない。すなわち、かく外番諸国が冊封を受けているか否かにかかわらず、その山川祭祀の対象となっていることに注目したい。

それでは実際に福建省の省都福州府で、日本・琉球・ボルネオ3国の山川が祭られていたのかを地方志を見て確認したい。

洪武期より200年のちの万暦福州府志には、24年志と重修41年志の2種があり、崇禎増補志もある。⁽⁸⁾

まず万暦24年『福州府志』巻9官政志一、祀典には次のようにある。

風雲雷雨山川壇在郡城南釣龍臺故址。洪武元年令府州縣得祀境内山川。其後又令風雲雷雨并城隍合祭。壇一而設位四、中祀風雲雷雨之神、左祀府境内山川之神、右祀府城隍之神、悉南向。日本琉球渤泥山川之神祀西隅東向。歳春秋二仲上巳日、布政使率諸司蒞、祭如社稷壇。(宋元時皆附於社稷壇、洪武三年建於惠澤山、六年移今所：割注)。

風雲雷雨山川神が城隍神と併せて祭祀されることになり、ひとつの壇に四つの祭神位が置かれることになった。すなわち中央に風雲雷雨神、左(東側)に福州府境内の山川神、右(西側)に府の城隍神が祀られ、すべて南面している。一方、日本・琉球・ボルネオの山川神が西隅に東面して置かれたという。

ここで毎年、春秋の仲春と仲秋、つまり二月と八月の最初の巳の日に、布政使によって社稷壇の祭りと同様に祭祀が執り行われたという。

また一方、万暦41年重修福州府志には、下記の通り、24年志の末尾にあった割注の

宋元時代の記事を削除し、洪武三年と六年の風雲雷雨山川壇が移設された記事を本文に入れるのみの改訂である。

風雲雷雨山川壇在郡城南釣龍臺故址。洪武三年建於惠澤山、六年移今所。國初令府州縣得祀境内山川、其後又令風雲雷雨并城隍合祭。壇一而設位四、中祀風雲雷雨之神、左祀府境内山川之神、右祀府城隍之神、悉向南。日本琉球渤泥山川之神祀西隅東向。歲春秋二仲上巳日、布政使率諸司蒞、祭如社稷壇。

さすがに地方志には外国の山川神図が掲載されていないので、残念ながら視覚化することはできない。しかし、定められたとおりに明末においても外国の山川を祭祀していることが確認できる。

洪武8年から外番諸国の山川を各省に祀らせることになった。たしかに福建福州府では、洪武3年に風雲雷雨廟を惠澤山に建てていたのを、洪武6年に万暦時代現在の地の釣龍臺に移した。その後（実録等によると洪武8年）に改めて、同壇上の西の隅に併せて日本国、琉球国と渤泥国の山川を祀る神位を東向けに設けたわけである。この三国の山川の神もあわせて、春秋の仲月巳の日に祭祀を行っていたことがわかる。

さらに清朝の地方志を見ると、この祭祀を日本が冊封されていない清朝期になってもなお、行っている。『乾隆福州府志』巻14壇廟1に、

風雲雷雨境内山川城隍神壇在郡城南釣龍臺。明洪武三年建於惠澤山、六年移今所。國朝因之壇制縦横各二丈五尺。南向四出階各三級、門垣如社稷制設神位三。中風雲雷雨之神、左境内山川之神、右府城隍之神、西隅附祀日本琉球渤泥山川之神、春秋仲月上巳日致祭。

とある。18世紀の清朝乾隆年間においても、あいかわらず琉球ボルネオだけでなく、日本の山川まで福州府で祭祀が行われていたのである。

ここには明清朝国家の天下祭祀が、互市国日本⁽⁹⁾を含む周辺諸国に行きわたるものであることが、明確に表明されている。

二 外藩諸国への鎮国山石碑銘の賜与

さらに第3代永楽帝は、外藩諸国の山を鎮国山として碑銘文を賜与している。『正徳大明会典』巻98礼部57朝貢3の条には、次の3例がみえる。

(1) ボルネオ国について、年数不詳であるが朝貢3淳泥國の条に次の通りみえる。

請封其國後山、詔封爲長寧鎮國之山。御製碑文賜之。

(2) また満刺加國の条に、「永楽三年……又請封其國西山、詔封爲鎮國之山。御製碑文賜之。」とある。

(3) 同じく柯枝國の条に、「永楽二年、遣使来朝貢、十年復遣使来請封其國之山、詔封爲鎮國山、御製碑文賜之」とある。

永楽3年(1405)10月に鎮国山石碑銘をマラッカ国に賜り、その国の西山を鎮国の山とし、その地に碑を建てたという。

日本と共に福州府でその山川が祭祀されているボルネオ国では、長寧鎮國山の御製碑刻

を賜与されている。会典では、賜与された年次が不明であるが、明末の嚴從簡が著した『殊域周咨録』卷八淳泥に、次のようにある。⁽¹⁰⁾

〔洪武〕八年、詔淳泥山川神附祭于福建山川位次。永樂三年、詔遣使封其國主麻那惹加那乃爲王、給印符誥命。……初、國王麻那惹加那乃上言、蒙恩封王爵、境土皆屬職方、國有後山、乞封表爲一方之鎮。……〔永樂〕六年、詔封其山爲長寧鎮國山、御製碑刻石于上。

永樂3年には、永樂帝がボルネオ国主の麻那惹加那乃を国王に任命した。ボルネオ国王は上言して、皇帝の恩を受けて国王の爵位を与えていただき、ボルネオの「境土は皆職方に属し」という。職方は周礼の夏官に由来する。⁽¹¹⁾つまり、地方を司る官僚の配下に入るといふこと。すなわちボルネオ国王は自らボルネオの国土が中国の国土に含まれることを望み、その上で、自らの土地・人民を治める権限を皇帝から与えられたと理解している。

そうであるならば、ボルネオ国の場合は、国王みずから土地人民が中国皇帝の支配下に入っていることを認めていることになり、こんにち中国のいう覇権主義論理が成り立つようみえる。

さらにまた国王は、ボルネオ国の後山を表して一方の鎮としてほしい旨、上言している。これを受けて永樂帝は、ボルネオ国に対して長寧鎮國山の碑銘を賜与している。つまり、永樂帝は一斉にはなく、その都度、各国に対して鎮國山碑銘を賜与しているわけである。

三 足利義満の日本国王册封と寿安鎮國山

実は、鎮國山碑銘を賜与された国は会典に記された3国のみではない。源道義（足利義満）が被略の中国人を送還したのにたいして、明朝は永樂4年正月己巳に、侍郎俞士吉を遣わし、銀の茶壺、銀盆などのほか、海舟2艘を賜った。このとき、その国の山を寿安鎮國の山として、御製の碑文を山の上に建てさせた。よく使われる史料であるが、『明太宗実録』卷50 永樂4年正月己酉（17日）の条に、

遣使賚璽書、褒諭日本國王源道義。先是對島・壹岐等島海寇、劫掠居民、勅道義捕之。道義出師、獲渠魁以獻、而盡殲其黨類。上嘉其勤務誠、故有是命。仍賜道義白金千兩、織金及諸式綵幣二百匹、……并海舟二艘。又封其國之山、曰壽安鎮國之山、立碑其地。上親製文曰、朕惟麗天而長久者、日月之光華、麗地而長久者。山川之流峙、麗於兩間而永久者。賢人君子之令名也。

とある。これより先、対馬・壹岐などの海寇が居民を劫掠しているので道義に捕らえるように命じた。これに対し道義は永樂3年11月癸巳朔に海寇の渠魁を捕らえて献上し、劫掠されていた民を救って送還した事に対して、永樂帝は日本国王の足利義満に対して璽書を与えて誉めたという。このとき白金千兩等の宝物の外、海舟2艘を賜与された。さらに続けて日本の山を封じて寿安鎮國の山とし、その山に碑を建てさせるため、永樂帝自ら文章を製したという。『明太宗実録』卷50に

繼唐虞之治、舉封山之典、特命日本之鎮、號爲壽安鎮國之山、錫以銘詩、勒之貞石、榮示於千萬世、銘曰、日本爲國、鉅海東、舟航密邇、華夏通、衣冠禮樂、昭華風、服御稀繡、考鼓鐘、食有鼎俎、居有宮、語言文字、皆順從、善俗殊異、羯與戎、萬年景運、當時雍、皇考在天、靈感通、監觀海宇、罔不恭、爾源道義、能迪功、遠島微寇、敢鞠誦、鼠竊蠅嘍、潛其蹤、爾奉朕命、搜捕窮、如雷如電、飛蒙衝、絕港餘孽、以火攻、焦流水上、橫復縱、什什伍伍、禽姦兇、荷校屈肘、衛以縱、獻俘來廷、口喁喁、彤庭左右、誇精忠、顧咨太史、疇勲庸、有國鎮山、宜錫封、惟爾善與、山增崇、寵以銘詩、貞石礪、萬世照耀、扶桑紅。

とあり、唐虞の治を継いで、封山の典を挙げんとし、日本の封山について、寿安鎮国山の称号が与えられた。

この寿安鎮国山がどの山なのかについて2説がある。辻善之助氏・木宮泰彦氏・秋山謙蔵氏らはこれを阿蘇山に比定する。一方、小葉田淳氏はそれに反対している。⁽¹²⁾

小葉田氏は、応永13年(永樂4年)の唐船について記す中に、潘賜がもたらした明の「国書」のことを太宗実録を引用した後に、「成祖の自ら撰せる碑文を収めてゐる。馮應京の『月令廣義』(卷之二十三昼夜令如意珠)に右の山を阿蘇山としてをり、阿蘇山説が近世わが国にもかなり流布したが、鄭舜功の『日本一鑑』(絶島新編卷之三)に京都万寿寺所在の地を指してゐる。位置としては勿論後者を採るべきである」と断言している。

小葉田氏が典拠とする『日本一鑑』は明人の鄭舜功が書いた書物であり、信憑性は高いと評価されている。しかし残念ながら、いまだ校訂本が出版されていない。舜功は嘉靖34年(1556年)に倭寇の禁圧と日本の実情調査を命じられて来日し、大友氏によって豊後国に幽閉されたものの、日本の実情調査を行い、帰国後に『日本一鑑』を書いている。

この寿安鎮国の山を阿蘇山であったとするものに『月令廣義』がある。『月令廣義』に統志(大明一統志カ)日本國阿蘇山、石火起接天、俗異而禱之、有如意寶珠、大如鷄卵、色青、夜有光、永樂初年、封為壽安鎮國山。とある。この『月令廣義』の記事は、松下見林『異称日本伝』新加通記第十三卷中三にも引かれている。⁽¹³⁾ そのあとに松下の見解が記されているので引用する。

今按、阿蘇山事見隋書、壽安鎮國山事見大明一統志、而不記封何山以此號、今據月令廣義則封阿蘇山以此號也。

松下は次のように述べている。すなわち阿蘇山のことは『隋書』に見え、寿安鎮国山のことは『大明一統志』に見える。しかしながら『月令廣義』の記載とは異なり、『大明一統志』には、どの山が寿安鎮国山に封ぜられたのかは記載されていない。今、『月令廣義』を根拠にして阿蘇山が、この號をもって封ぜられたと考えられるという。『月令廣義』の『大明一統志』についての誤りを指摘してはいるものの、松下は寿安鎮国山が阿蘇山であることを否定してはいない。

このことは鄭樸生氏の大著『明史日本伝正補』(文士哲出版社、1981年)が324頁から注を含めて8頁にわたり関係文献について紹介しているなかに、京都万寿寺とする小葉田説に同意という。さらに松下見林も阿蘇山説を採用していないとする(329ページ、3行め)が、前述の通りこれは誤りである。しかし鄭氏の著書、とくに『明史日本伝正補』には学ぶべきところが多大であり、日本でも、もっと活用されるべきだと思うことを付記しておく。

『隋書』倭国伝に「阿蘇山あり、その石、故なくして火起り天に接する者、俗以て異となし、因つて禱祭を行ふ」(石原道博編訳『魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝』岩波文庫)とあり、古くから阿蘇山が中国に知られている。

また『殊域周咨録』卷三東夷日本國にも(前掲書123ページ)

其山曰壽安鎮國、(永樂御製碑文、具前。)曰阿蘇(山石無故火起接天、俗以爲異、因行禱。有如意寶珠大如鷄卵、其色青、夜則有光。)とあり、明らかに隋書を踏襲している。

さて鄭舜功『日本一鑑』には、次の3カ所に関係記事が見える。「國」「山」「寺」の項目に見える。ここでは仮にABCで示すことにしたい。なお、割注は括弧内に示すこととする。

A
國

壽安鎮國（山名永樂丙戌封其都會之山云、自此以下向爲夷中列國：割注）

『日本一鑑』絶島新編卷一 17b

B
山

壽安鎮國山（山於永樂戊戌以國王授冊封、其境土皆入職方、御製碑文勒石其上、國書本山萬壽寺字在焉：割注）

按洪武乙卯歲春二月癸巳、以外夷山川附祭各省山川之次、先是禮部尚書牛諒言、京師既罷祭天下山川、其四夷山川亦非天子所當躬祀、乃命議其禮以聞、至是中書及禮部奏以外夷山川附祭於《于》各省、「琉球渤泥日本山川附祭於福建、福建山川神位居中外夷山川神位而分東西同壇共祀」、上※可其奏、命中書頒行之、將祭則遣官一人往監其祀

※ 原文では平出により行頭にある。

『日本一鑑』絶島新編卷二 1a

洪武乙卯歳は、洪武8年1375年である。（（ ）内実録との文字の異動。「 」内は、大意を記してある。

壽安鎮國山の割注にあるとおり、国王が授冊封により、その境土は皆、中国の職方に入ると考えられている。先述のボルネオ国と同様に、日本国もまた中国の境土の一部と理解されているわけである。

C
寺

萬壽寺（在壽安鎮國山夷云寺、寺在九重裏、九重裏者九條裏也、又寺名在豊後：割注）

『日本一鑑』絶島新編卷三 5a

とある。小葉田氏は壽安鎮國山万寿寺が京都にあったとする理由を明確にしていない。が、Aの割注に「都會」みやこの山とあり、Cに「九條裏」とあることを根拠にしてのことと推察できる。しかし、Cの末尾に（万寿寺の）寺名は豊後国大分県にあると書かれている。鄭舜功が豊後国に滞在していることを考えると、豊後説も捨てがたい。ちなみにAの永樂丙戌年は永樂4年、Bの割注に見える永樂戊戌年は永樂16年であり、Bは丙戌の誤りであろう。Cの万寿寺の一文も意味不明である。

この壽安鎮國山の封山の年次について『殊域周咨録』には、永樂2年のこととするが、実録により永樂4年とみるべきである。⁽¹⁴⁾ この封山の年次については、諸家の説が永樂4年で一致している。

この小文の目的は、壽安鎮國山が阿蘇山であるか否かを確認することではない。ここでは、日本も又この時期に、中国明朝の皇帝によって鎮國山の封を受けていたことを再確認するためである。しかも日中関係が厳しくなった今日においてもなお、阿蘇市では壽安鎮國山が地域の誇りとして認識されていることを、ことの善し悪しではなく確かめておきたい。⁽¹⁵⁾

四 中国における外夷の山川祭祀

それでは皇帝が外夷諸国の首長を国王に冊封することに伴い、その外夷諸国の国土・人民に対して中国が支配権をもつか否かである。ここでは不明ながらも、ゆるやかな支配権が生ずると理解しておきたい。

なぜ鎮国山と呼んだのか、冊封した外夷諸国を鎮める責務が中国にもあると考えたからであり、従って国土を鎮めるための鎮国の山と命名したのである。

太祖洪武帝は、洪武6年に外夷諸国の山川を各省に祀らせた。このことは、中国が外夷属国の山川すなわち国土を、中国の外側に連なる形で中国の管理下にあることを示すものであった。日本も他の冊封国と等しく中国の皇帝祭祀圏域に含まれていたわけである。

外夷の首長を国王に任命することにより、外夷の土地人民は、職方の域内すなわち中国の領有圏域に入る。いったん中国の領有圏内に入った外夷の土地・人民の統治を外夷の首長(国王)に委託する形をとっていたのである。⁽¹⁶⁾

皇帝の直轄地域の外の異民族の国、皇帝の徳と礼の2つが及んでいる地域の臣下を「外臣」という。外臣の国では、支配者層だけが皇帝の徳と礼を受け入れている。一般国民はその国独自の習慣・風俗で暮らしている二重構造をもった国が外臣の国である。⁽¹⁷⁾琉球国、朝鮮国、東南アジア諸国等の冊封国が外臣の国である。その外側の「朝貢国」は臣下ではなく、皇帝の徳だけが及んでいる国、臣下ではないが皇帝の徳を慕って、貢物をもって来る国である。明朝はこの臣下ではない「朝貢国」(互市国)の存在を認めなかった。明朝中国は、臣下ではない国からの遣唐使のような「皇帝の徳を慕っての朝貢」(化外慕礼の国の朝貢)を許さなかったわけである。

「冊封」をめぐる領土権争いが表面化し、明確に表れたのが、近代国家日本が領有権を主張した時期の「琉球処分」である。明治初年の日本が琉球国を滅亡させ、沖縄県として日本国土に組み込む過程で、中国に頼る方法をとった琉球国民による日本への抵抗運動が起こった。清国が冊封国家琉球国を救おうとする動きがみえる。一時は清国が琉球国を支配したことを日本政府も認め、分割案が作られて実行されようとした。ところが琉球国人自身によって分割阻止運動が起こされ、琉球の自立が維持できたという。⁽¹⁸⁾

また、明代においても、東南アジアの諸冊封国相互の争いを調停したり、政治的・軍事的介入⁽¹⁹⁾の根拠が、冊封国の国土が中国の国土に準ずる皇帝の支配権の及ぶ所と考えられたからである。さらにその根本には冊封国の境域を超えた天下の統治を天帝から委ねられているからだといえる。

現実には、その国に対する実行支配をなし得るか否かは、当然のことながら国家間の力関係による。

たとえば日本の山川祭祀を、明朝中国が福建福州府において琉球やボルネオの祭祀と共に行っていた。清朝もまた、冊封国ではない日本の祭祀をなお行っている。しかし、そのことを根拠にして、すなわち中国からみて日本が中国による鎮護国家祭祀の圏域に含まれているが故に、日本は中国の統属国だといえるかという、むろん否である。

あくまでも国家の力の論理を補完するものとしての国家的祭祀であるにとどまるのである。室町期の冊封関係を根拠にして、現代中国が日本を中国領土だとはさすがに言わない。

21世紀初頭の今日、中国政府が覇権主義的な領土領域観を主張してきている。その根拠として、明朝の冊封朝貢論理にもとづく冊封国に対する「領土所有権」が前提となっている。この中華帝国の「世界」支配システム論理が、1840年のアヘン戦争を契機に欧米日帝国主義により崩壊して今日に至ったが、中国はいま、経済力の伸張を背景に軍事力を増強させ、政治的支配力を伸ばしてきた。苦節180年の歴史を21世紀初頭にハラシ、

アメリカ合衆国による一国支配の一角を突き崩そうという強い国家意志を表現している。しかしながら、遑って明清朝の冊封システムが覇権主義的なシステムであったと言えるかはよく考えなければならない。

五 近世中国の徳治主義的な漂着唐船・唐人対処政策

日本の近世海防体制が厳重であったこと。一方、日本と比較して清朝中国がゆるやかな徳治主義的な海防体制であったことを別稿で述べた。⁽²⁰⁾

日向漂着唐船を反時計回りに長崎に回送させる長崎奉行からの命令を高鍋藩が受けた。他の日向国諸藩のなかで高鍋藩よりも南方にある飢肥藩についても同様に、反時計回りの回送ルートをとっているのである。

これに対して、清朝中国に漂着の海難難民救護・送還のシステムはどうだったのであるか。中国側は1737年(乾隆元年)以降の国家による送還体制が確立する前においても公的に護送が行われるケースもあったが、基本的には、放任・無関心と言える状況であった。しかし1737年以後は、公的に救助・護送され、難民一人ひとりに回送中の安全を保障する鍍銀の龍牌が皇帝から下賜され、洋銅商人により長崎貿易の唐船に乗せられて長崎に送還された。

すなわち中国に漂着した日本人難民への明・清朝の姿勢は、きわめて緩やかで穏やかであり、国家による暴力的管理が行使されない恩恵による送還システムであった。その理由は、中国は周辺諸国・諸民族を赤子として慈しむ朝貢論理(「柔遠の徳意」「四海の民が皆皇帝の仁に帰依する」などに表される)に基づいていたからであろう。皇帝を中心とした同心円的な徳治主義的領域区分をもつが故に、外縁の「国境」が不明確であったわけである。あるいはもっと言うならば、国家の統治管理システムと離れたところでの緩やかな外交原理が働いたといえる。このことは、中国には村落共同体が欠如していることと関わると推察する。

以上のように、中国と日本における異国人の海難難民への対処の仕方が、はっきりと異なっていたわけである。

近世日本政府は、出入国管理を長崎で厳格に行っている。すなわち異国人の通してであれ、送還された日本人の海難難民からであれ、異国のモノ・カネ・情報(とくにキリスト教)とともに、一般の日本人への接触・流入を厳格に断つ政策を採っている。

この日本の海難難民への厳格な管理政策の背景には、鎖国体制が日本国内に唐モノを安定供給したいけれど、一方ではヒト・カネ・情報の流入を阻止するシステムであったことと密接不可分の関係がある。日本においては、異国に漂着した海難日本人の受け入れについても、日本に漂着した異国人海難難民への対処についても、共に幕府は厳しい姿勢をとった。そこには冊封体制的な温厚な論理は何もないわけである。

日本近世が集権的な封建制であったのに対して、中国はそうではなかったこと。同じく環シナ海地域にありながらも国内の支配体制上の違いが、外交のありようを異ならしめていたと説明できる。

むすびにかえて

洪武帝は初め冊封国の山川を中国国内の山川と同様に、自ら京都南京で祭祀し、あわせて使者を派遣して各外藩国において祭祀させた。のち洪武8年に各省において、地方山川と共に附祭するよう改められた。この時、冊封国でなかった日本の山川も祭祀の対象とな

っていた。のちに第三代皇帝永楽帝は、日本国王足利義満の冊封を経て、永楽4年(1406)に寿安鎮国山の親筆の碑銘文を日本に贈った。のち日本が勘合貿易を停止した後においても、清朝期にもなお福建省の省都福州府において冊封国の琉球国・ボルネオ国と共に互市国・日本国の山川祭祀が行われ続けた。

明代初期の漢民族王朝建国期の堅い外交制度の時期を除いて、中国の宗主国一藩属の冊法体制における支配従属関係の実態は、ゆるやかな家父長制的な父子関係になぞらえられる支配体制であり、宗主権を振りかざした暴力的なものではなかったといえる。

しかしながら周辺諸国にとっては、冊封を受ける目的が中国との交易上の利益であったとしても、また彼らが意識するかしないかにかかわらず、冊封を受けることによって、外藩諸国は中国の官僚機構システムの外延部を構成する位置におかれたのである。そして、さらにはそのことは、中華帝国の一方の鎮となることを意味するので、「封山鎮国」なる思想は、中国がたんに冊封国の安寧秩序を祈るのみでなく、中華帝国の辺境の守りとする、という意味があったわけである。つまり日本が与り知らぬところで琉球、ボルネオと共に中華帝国の東方の鎮護となる思想であった。

外藩諸国は中国を中心とする中華世界をそれぞれの辺境の地において守護する役割を担う。その外藩諸国の山川祭祀を中国が行うことには意味があったわけである。したがって、中国が外藩諸国を保有していたといえるわけである。

清朝において互市国・日本の山川をも福建で祭祀したということは、朝貢国のみならず互市国といえども中華帝国の守護・支配を受けて辺境の守りにつくべきとしたというよりも、日本については朝貢国扱いをし続けたと見ておきたい。

前近代における朝貢体制下における中国の宗主権について、近代国家における「領土編入」や国家主権の及ぶ支配地域としての「国境」観念とは違うものであり、近代的な排他的な所有関係が存在しない。⁽²¹⁾しかしながら、前記の如く朝貢体制下の藩属関係に、全く権利関係が存在しないとは言いきれない。

翻って、今日の問題として考えると、もとより前近代の権利関係を現在に及ぼしての中国の領有権主張の議論は時代錯誤であり、覇権主義的であるとの非難を免れられない。のみならず旧時代の冊封関係を根拠とする領土権の主張は完全に誤っていると考える。

注

- (1) 白石 隆、ハウ・カロライン『中国は東アジアをどう変えられるか二十一世紀の新地域システム』(中央公論社、2012年)、川勝守『中国改革開放の歴史と日中学術交流』(汲古書院、2013年)など。
「屈辱の近代」の回復運動は領土のみではない。周知の通り、国宝奪還等をめぐって中国におけるナショナリズム運動の勃興として注目される。
- (2) 平成25年5月8日付の、中国共産党中央委員会の機関紙「人民日報」に中国社会科学院の研究者らが執筆した記事に、琉球王国が歴代の中国王朝に対して朝貢を行う「冊封国」だった経緯を説明したうえで、「琉球王国は明清両朝の時期には中国の属国だった」とした。その上で「(当時は)独立国家だった琉球を日本が武力で併合した」とし、尖閣諸島と同様、日本が敗戦を受け入れた時点で日本の領有権は無くなったとの認識を示した。

- (3) 日本国防衛省『日本の防衛—防衛白書〈平成25年版〉』5 わが国近海などにおける活動(1)。
- (4) 明代日中関係及び朝貢冊封関係の先行研究には、注12所引の辻善之助・木宮泰彦・秋山謙蔵・小葉田淳諸論考の外、山根幸夫『図説中国の歴史 明帝国と日本』（講談社、1977年）、曹永和『台湾早期歴史研究』（聯経出版、1979年）、「環シナ海交流史における台湾と日本」『鎖国日本と国際交流』（吉川弘文館、1988年）、西嶋定生『日本歴史の国際環境』（東京大学出版会、1985年）、佐久間重雄『日明関係史の研究』（吉川弘文館、1992年）、濱下武志『朝貢システムと近代アジア』（岩波書店、1997年）、川勝守『日本近世と東アジア世界』（吉川弘文館、2000年）、岩井茂樹「明代中国の礼制覇権主義と東アジアの秩序」『東洋文化』85号2005年、壇上寛『明代海禁—朝貢システムと華夷秩序（京都大学学術出版会、2013年）などがある。また台湾中央研究院中山人文社会科学研究所発刊の海洋発展史論文集のほか、近年の海域アジア史研究の進展について、桃木至朗編『海域アジア史研究入門』（岩波書店、2008年）が有益である。中島楽章、伊藤幸司編『東アジア海域叢書寧波と博多』（汲古書院、2013年）など文部科学省特定領域研究「東アジア海域交流と日本伝統文化の形成—寧波を焦点とする学際的創生」の成果が陸続と発刊されている。中島楽章編『南蛮・紅毛・唐人』（思文閣出版、2013年12月）も魅力的な共同研究の成果である。もとより岸本美緒氏、川越泰博先生、松浦章先生の一連の業績の外、村井章介先生ほかの日本史、朝鮮史の業績など歴史的知見の飛躍的な蓄積がみられる。

今回は果たし得なかったが、現代に視点をおいた理論的な見通しをたてる時期に來ていると痛感する。

- (5) 『明太祖実録』巻78に
洪武6年春正月戊申、太常司言、外夷琉球諸国已入朝貢、其国山川之神禮宜通祀、上可之とある。
- (6) 洪武13年11月庚子に「重定王國社稷山川壇壇制……山川壇高四尺四出陸方三丈五尺」と壇制を定めている。
- (7) 『明太祖実録』巻97に
洪武八年二月癸巳、以外夷山川附祭于各省山川之次。是先、禮部尚書牛諒言、京都既罷祭天下山川、其四夷山川、亦非天子所當躬祀、乃命別議其禮以聞。至是、中書及禮部奏、以外夷山川附祭于各省。如広西則宜附祭安南・占城・真臘・暹羅・鎖里。廣東則宜附祭三佛齊・爪哇。福建則宜附祭日本・琉球・渤泥。遼東則宜附祭高麗。陝西則宜附祭甘肅・朶甘・烏思蔵。京城更不須祭。又言、各省山川與風雲雷雨、既居中南向。其外夷山川神位、宜分東西、同壇共祀。上可其奏、命中書頒行之、將祭則遣官一人、往監其祀。とある。
- (8) 万曆24年志は内閣文庫国立公文書館所蔵、41年志は稀見中國地方志匯刊本。
- (9) 濱下武志先生は前掲書9ページにおいて華夷秩序の外延構造を図示している。その朝貢の外に互市、さらに化外と位置づく形である。明朝当初には互市国はあり得なかったと考えられる。また、17世紀以降の東アジア世界には鎖国体制と冊封体制が並立していた。

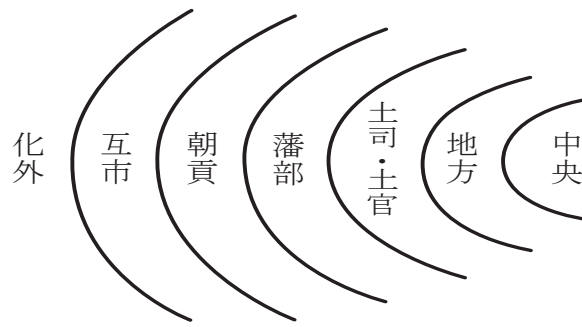


図 華夷秩序の外延構造

- (10) 余思黎氏は『殊域周咨録』（中華書局、1993年、中外交通史籍叢刊、余思黎点校本）前言のなかで1986年8月、嚴從簡が行人司に勤務していたときに記したものであり、万暦以前の明代外交史書籍として評価できるとしている。
- (11) 『周礼』夏官司馬:128に
職方氏：掌天下之圖，以掌天下之地。辨其邦國、都鄙、四夷、八蠻、七閩、九貉、五戎、六狄之人民，與其財用、九穀、六畜之數要，周知其利害とある。
- (12) 辻善之助『増訂海外交通史話』（内外書籍株式会社、1930年）307頁。木宮泰彦『日華文化交流史』（富山房、1955年）537頁。秋山謙蔵『日支交渉史研究』（岩波書店、1939年）457頁。小葉田淳『中世日支通交貿易史』刀江書院、1941年、29頁）。
- (13) 『改訂史籍集覽』第20巻263ページ。
- (14) 『殊域周咨録』巻二東夷日本國(58～59ページ)に、
永樂二年、……又封其國之主山、爲壽安鎮國之山、勅碑其上、上親製文曰朕惟麗天而長久者日月之光華、麗地而長久者山川之流峙、……日本王之有源道義、又自古以來未之有也、朕惟繼唐虞之治、舉封山之典、特命日本之鎮山號壽安鎮國之山、錫以銘詩、勒之貞石、榮示於千萬世、是時禮遇彼倭者如此、終莫肯革心とある。
- (15) 熊本県 阿蘇市概況 ホームページ1072頁に、「阿蘇山上の古坊中は、昔時、高僧最栄が、一庵を構えたことから我が国の僧侶山伏の修験道場として俗にいう三六坊五二庵の寺院が建てられ聖武天皇の勅願道場として隆盛を極めたとされ、中国の明の永楽帝より寿安鎮国山の山号を贈られたが、戦国時代に灰燼に帰し、現在は山麓の坊中の西願殿寺が当時の名残を留めている」という。
- (16) 洪武3年春正月3日に、チャンパ、安南、高麗が表を奉じて臣と称して来たのに対して、それぞれ王を封じて国王にし、その国の境内の山川はすでに職方に帰した、という。冊封国の国土は職方に帰すとある。「則其國之境内山川既歸職方」『大明集礼』巻14、吉例14「代祀外夷山川碑文」。これに続く、「天子の祭祀が通ぜざる所なきもの」であることをについて岩井論文参照。
- (17) 栗原 朋信『秦漢史の研究』（吉川弘文館、1960年）。
- (18) 西里喜行『清末中琉日関係史の研究』（京都大学学術出版会、2005年）。西里先生は琉球問題をめぐって、冊封宗属関係に基づく日清共同の反欧米帝国主義路線の論理を万国公法的力の論理による路線が打ち破る過程として描いている。
- (19) 冊封国同士の争いに中国が介入している。例えば永楽5年冬10月に、スマトラ国王、マラッカ国王が暹羅の強暴を中国に訴えてきた。そこで永楽帝は、シャム国王の昭禄に対して、チャンパ・スマトラ・マラッカは、等しく朝命を受け、比肩して立つ明朝の冊封国である。なんじシャム国はひとり強国であることをたのんで、3国への明朝からの朝使を拘束し、明朝からの職印を略奪するのか、ただちに返還して安分守礼し、隣国と睦まじくしろ、と命じた。『太宗実録』巻72に、

蘇門答刺及滿刺加國王並遣人訴、「暹羅強暴發兵奪其所受朝廷印誥、國人驚駭、不能安生。」至是、賜勅諭〔暹羅国王〕昭祿……曰「占城、蘇門答刺、滿刺加與爾均受朝命、比肩而立、爾安得獨特強拘其朝使、奪其誥印。……」

とある。

- (20) 黒木國泰「17世紀環シナ海地域システムの変容と鄭氏台湾の降伏」『華僑ネットワークと九州』20ページ。
- (21) 上里賢一「尖閣諸島海域を日本・中国・台湾の共存、共生の生活圏へ」（『うらそえ文藝』16号、2011年）。